

社会福祉法人志真会 倫理綱領及び行動指針

I 倫理綱領

高齢や障害によって介護が必要になった人が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が補償されて生きていくことは、当然の権利です。

私たちの施設・事業所においても、ご利用者お一人おひとりのニーズを満たし、主体的に生きていくことを支援するための取り組みが求められています。

それには、ご利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や地域社会の関係機関とネットワークを組むなど、地域生活に必要な環境を整えることが重要です。

さらには、私たち職員の意識の持ち方、新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に「人権」を尊重した次のような基本姿勢を堅持し、創意工夫を持ってご利用者の支援、介護を行います。

- 1, 私たちは、ご利用者の人としての尊厳を大切にし、ご利用者の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害程度、認知症の程度等あらゆる理由において差別しません。
- 2, 私たちは、ご利用者のプライバシーを守り、決して侵害しません。
- 3, 私たちは、ご利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援、介護を行います。
- 4, 私たちは、ご利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、ご利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援、介護を求められた時は誠実に対応します。
- 5, 私たちは、ご利用者への体罰(たたく、つねるなどご利用者に苦痛が及ぶ行為の全て)、暴言(命令口調、必要以上の大声、自尊心を傷つける言葉、見下すような対応・言葉)、セクハラ、無視する行為(存在を否定するような行為・言葉)等あらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6, 私たちは、ご利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- 7, 私たちは、ご利用者への的確な支援、介護を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

私たち職員は、支援、介護が一方的なものになっていないかをご利用者の立場に立って、常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この職員倫理に反する行いは、相互にこれを見逃さず、改善のための努力を惜しみません。

さらに、具体的な行動指針を別紙の通り定め、これを遵守します。

II 倫理綱領に基づく行動指針

1, 差別の禁止

- (1) 子供扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。

- (2) 障害の程度・状態・能力・性別・年齢等で差別しません。
- (3) ご利用者本人の前で障害の呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- (4) 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- (5) ご利用者に対して、偏見や先入観を持って接することはしません。
- (6) ご利用者の言葉や動作等のまねをしたり、ご利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

2, ご利用者の主体性と個性の尊重

- (1) ご利用者の入退居、その他の異動にあたっては、本人・ご家族に十分な説明を行い、本人等の選択の機会が得られるように努めます。
- (2) ご利用者お一人お一人に個別援助、支援計画を作成します。
また、個別援助、支援計画の実施にあたっては本人・ご家族への説明を行い、同意を得た上で行います。
- (3) 施設運営・サービスの内容等に対するご利用者・ご家族の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- (4) 行事や活動計画には計画段階から、ご利用者に伝え、協議し、ご利用者が計画立案に参加できるように努めます。
- (5) ご利用者の個人的好み、嗜好を尊重します。
- (6) ご利用者の活動においては、ご利用者の生活歴をよく知り、施設利用までの生活を尊重するように努めます。
- (7) ご利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援、介護を行います。

3, プライバシーの保障

- (1) 職務上知り得たご利用者・ご家族の個人情報には他に漏らしません。
- (2) ご利用者・ご家族の了解なしに所持品の確認を行いません。
- (3) ご利用者・ご家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開したりしません。
- (4) 行事や活動計画には計画段階から、ご利用者に伝え、協議し、ご利用者が計画立案に参加できるように努めます。
- (5) 他の医療機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、ご利用者・ご家族の了解なしには行いません。
- (6) ご利用者のプライバシーに関する話を他のご利用者の前でしません。

4, 人権の尊重と対等な立場での支援、介護、援助

- (1) ご利用者とは職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- (2) ご利用者に対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。
- (3) ご利用者に対して交換条件を持ち出しません。
- (4) ご利用者・ご家族が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- (5) ご利用者の嫌がることを強要しません。

5, ご利用者の主体性と個性の尊重

- (1) 殴る、ける、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。

- (2) 身体拘束や長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- (3) 軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- (4) 食事を抜く等の人間の基本的な欲求に関わる罰を与えることはしません。
- (5) いかなる場合でも、体罰は容認しません。
- (6) 自傷や他傷等の危険回避のための行動上の制限については、本人・ご家族への明確な説明を行います。
- (7) ご利用者に対して、威圧的な態度は取りません。

6、社会参加の促進

- (1) ご利用者が地域の社会資源の利用や催し物に参加する等地域社会とのつながりを持つ支援、介護を行います。
- (2) ご利用者の活動に地域のボランティアを積極的に受け入れます。
- (3) 施設の中の活動に留まらず、必要に応じて外出の機会を設けます。

7、専門性の向上と倫理の遵守

- (1) ご利用者に対する支援、介護は、職員の統一した考えのもとに行います。
- (2) 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けた研修に積極的に参加する等自己研鑽に努めます。
- (3) 職員は、ご利用者支援、介護、援助にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。

8、本綱領の位置づけ

本倫理綱領及び行動指針は、法人が定めた規則のひとつであり、これに違反する時は、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。

策定日 令和4年10月1日